

学 号 外
令和 2 年 6 月 8 日

各私立専修学校設置者
各私立専修学校長
(専門課程を置く専修学校に限る) } 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）の手引き等一部改正について

このことについて、文部科学省高等教育局から、下記のとおり修正したことについて周知の依頼がありましたので、お知らせします。

記

【改正内容】

(現状)

住民税非課税証明書

(改正後)

住民税非課税証明書 (生計維持者（保護者等）のもの)

【改正箇所】

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）
7ページ
- ・【様式1】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る申請書

【(参考①) 再周知】

- ・高等教育の修学支援新制度第1区分の学生等又は住民税非課税証明書（生計維持者（保護者等））を提出した学生等は給付額20万円となります。
- ・学生等からの証明書類の提出が遅れる場合や提出が任意の書類が提出されない場合についても、推薦していただくことは可能です。（事務処理要領Q&A 7ページ参照）

【(参考②) 文部科学省ウェブサイト】

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

【担当】私学振興担当 杣

電話：019-629-5041 FAX：019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp